

令和5年度 第19回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年3月15日（金）9時30分～12時59分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、石川委員、酒井委員、田中稲子委員、田中伸治委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	稲垣委員、上野委員、片谷委員、中西委員
開催形態	公開（傍聴者 12人）
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について
決定事項	令和5年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和5年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

(1) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について

ア 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 意見の聴取（陳述人A）

【奥会長】 これより意見陳述人の方から意見の聴取を行います。初めに意見陳述人の方は、町名までの御住所とお名前を述べてください。お願いします。

【陳述人A】 住所は横浜市瀬谷区相沢です。名前はAといいます。

【奥会長】 ありがとうございます。それではA様、資料があると伺っておりますので、資料の準備をお願いいたします。

【陳述人A】 はい。画面共有します。

【奥会長】 大丈夫ですか。（資料の）一番上を映していただいでください。

【陳述人A】 資料は皆様にお配りしてあるようですので、写真だけを映しながら陳述させていただきますと思います。

【奥会長】 分かりました。それでは、御準備がよろしいようでしたら意見陳述を始めてください。どうぞ。

【陳述人A】 5点に分けてお話したいのですが、今回は時間をオーバーしたということで今回厳しく言われましたので早口で進めるかもしれませんが、よろしく御了解ください。10分に全部を入りたいのです。

まず1番目は、陳述人の対象地域についてです。今回の陳述の申出ができる対象地域が非常に限定されておりまして、私はそれに合っているということで申し込みをしました。環境保全の見地から意見を述べるができるという場であって、影響を受ける地域全てで意見を陳述できるようにすべきではないかなと思いました。実際に環境影響評価準備書の中に地域社会という項目が設定されておりますので、それに関係する住民は意見陳述できるようにすべきではないでしょうか。会場予定地から200mという制限があるようです。交通渋滞等で影響を受ける人たちは、かなりの人数がいます。そういう人が陳述できないわけですね。申出をしたけれども、実は陳述できなかったという人が私の他に2人、私は知っております。この方たちの意見も是非聞いていただきたいと考えております。

2番目です。土地区画整理事業、国際園芸博覧会事業、公園整備事業の

3つがバラバラに環境影響評価されていると思います。意見に対する説明もそれについて指摘されていると思うのですけれども、跡地という1つの場所に対して3つのものが行われるのであれば、やはりまとめて環境影響評価をすべきではないかなと本当に思います。土地区画整理事業で土地の改変が既に行われてしまう。その後、その土地を借りて博覧会を行うのだから博覧会では影響がないのだ、というような回答を何回も聞きました。これはおかしくないでしょうか。あまりいい例ではないかもしれませんが、おもちゃを壊してしまった子供がいて、「僕はAちゃんのおもちゃを壊していないし、壊れたおもちゃをそのまま使って、その後遊んだだけだから僕は悪くないよ」と言っているように私には聞こえました。Aちゃんはどう思うでしょうか。自然を壊し、生物多様性に傷をつけ、水環境を変え、景観を損なってしまったその場所で海外あるいは国内から大勢の人を呼んで国際博覧会をやるわけなので、元あった自然を改変し、もう既に壊された自然をさらに上塗りするようなものではないでしょうか。このような環境アセスのやり方に疑問を感じております。

疑問の2つ目です。このことをあまり市民には知らせていないような気が私にはします。読めば分かりますけれども、何十ページもあるようなものを読むことはなかなか大変なことだし、説明会に参加できない人もたくさんいるわけです。近所の人に、高齢者が多いのですけれども聞きましたら、そのことは大体知らないです。近くで、徒歩10分くらいで行けてしまうところなのに知りません。なので、これは問題だと思えます。

疑問の3つ目、私のこの理屈は屁理屈だとおっしゃるかもしれませんがけれども、もしも博覧会がなかったら、こんなに慌てて何か穴を掘ったりとか、赤土を山にしたりとかする必要はないのではないかと実は思うのですね。今の写真（野球場に隣接する草地で進む掘削工事の写真）で、ここにあるように真ん中に溝が掘られております。私は何か下水道や水道かなと思ったのですが。上の写真（野球場に隣接する草地で進む掘削工事の写真）は野球場に隣接する場所です。私はここで雉がトコトコと歩いているのを見ました。写真を撮ろうと思ったのですけれども間に合わなかったです。この下（ドッグランの草地に積み上げられた赤土の山の写真）がドッグランと野球場の間のところ、ドッグランと言っていいのかどうか、犬を遊ばせているところがあるのですけれども、そこに赤土が山になっています。赤土の下にどれくらいの生き物が命を失ったのだろうかと思うと心が痛みます。工事を遅らせることも自然保全の一つではないでしょうか。インフラ整備を博覧会に合わせることによる環境影響も考えていただきたいなど、私は思います。疑問点を3つ挙げたのですけれども、解決のためには、その3事業をまとめた環境アセスが必要なのではないのでしょうか。切に希望いたします。

3番目は駐車場について、広大な駐車場は何千台という数が予定されております。上瀬谷小学校東側という信号から東に延びる道路があります。一応車が通れます。砂利が敷いてあるような道ですけれども、そこから私はこの写真（「上瀬谷小学校東側」の信号から続く小道の写真）を撮っているのです。中には入れません。両側にケヤキの大木とか、トチの木とか、それからこの前は梅の花がとてもよく咲いていました。これ（駐車場予定地の現在の姿の写真（草地））は駐車場の北東の外れから撮った写真で、広々とした草地が広がっていて、特に大山と、この日は見えませんでした

けれども富士山が見えます。これもやはりこの農道から撮った写真（駐車場予定地の現在の姿の写真（樹木））で、これはケヤキです。そういうふうに畑がずっと広がっておりまして、行けども行けども畑のような感じで、今はもう半分以上は荒地になっていますけれども、その畑には小動物がいます。小動物を餌にする猛禽類がいるのですね。これ（谷戸の上空を滑空するノスリの写真）はノスリなのですけれども、谷戸の上空、畑の上空を飛んで、それから瀬谷市民の森の方に飛んでいったのです。スマホで撮ったのであまりはつきり見えませんね。でも、ノスリです。ノスリは3回、オオタカを2回くらい見ていまして、なかなか写真を撮るのは難しいのです。これはもう見られなくなるだろうと。駐車場を造ってしまったら餌場がないので、餌が取れなければ他に引っ越していくのかなと思っております。あと1分半ですか。

要するに、何か自然を守ると言っていますけれども、相沢川と和泉川に挟まれた起伏のあるなだらかな草地と源流を今のまま残すような計画に見直すことはできないのでしょうか。

それから希少植物について、これ（谷戸で生きている絶滅危惧種のオオアカバナの写真）はオオアカバナで絶滅危惧種、これ（準絶滅危惧種のタコノアシの写真）はタコノアシで（準）絶滅危惧種です。あと1分ですね。タコノアシも湿地を好む植物なので、谷戸を残してほしいということ、それから最後にまとめですけれども、どのように開発するのかということ、それを議論するのではなくて、その前の段階、人と自然との関係が重要なテーマなのだと思えますので、そうであることを思い起こして環境アセスをやってもらいたいというのが最後です。

私には子供と孫がおります。子供たちに瀬谷の自然を残して、持続可能な世の中にしたいというのは本当に思います。孫たちを見てみると、かわいそうかなと思うような時があります。力不足、言葉不足ではありますが、あえて意見陳述を申し込み、陳述させていただきました。よろしく願います。終わります。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としています。

ウ 質疑（陳述人A）

【奥会長】 どうもありがとうございました。ただいまの御意見について、委員の方から御質問がありましたらお願いしたいと思えます。委員の皆さん、いかがですか。何かありましたら挙手をお願いしたいと思えます。

私の方から一点お伺いします。先ほど近隣の方でも知らない方が結構いらっしゃるといふふうにおっしゃったのですが、何について知らないということをおっしゃったのでしょうか。確認させてください。

【陳述人A】 はい。博覧会がある、いつするとかそういうことは知っています。その環境影響評価というのを、土地区画整理事業が終わったところで博覧会の環境アセスが行われるから、博覧会によって自然は壊されないという、そういう話を知らないということです。要するに3段階で環境影響評価をやっているように私は受け止めています。まず、土地区画整理事業でやったのですかね。その後博覧会、そして公園整備事業とそれぞれでバラバラです。良い例が土地区画整理事業での相沢川の暗渠化と切り回しで、もう既にそれが決まっているということらしいです。その上に博覧会ですよ。

博覧会ではそこのところはいじれないと、もう決まったことだからというふうになってしまうと、博覧会によって環境影響は受けないのではないかと、GREEN×EXPO だから自然は十分保たれているのではないかという意見を皆さんは持っています。あと、入場料がいくらかもよく知らないみたいです。でも、もう年金生活では高い料金だと行かれないと皆で話しています。以上ですけれども、いいでしょうか。

【奥会長】 はい。どうもありがとうございます。
他の委員の方、お聞きになりたいことはございますか。酒井委員、お願いいたします。

【酒井委員】 どうもありがとうございます。お子さんやお孫さんに残したい自然ということで、お孫さんたちもこの中で遊んでいたりするのですか。

【陳述人A】 フェスティバルがあるときには、孫を連れて行きました。去年行きましたけれども、そこまでは行っていません。瀬谷市民の森は、何回か連れて行っています。和泉川の源流がもう一つ市民の森の中にあるのですが、そこは連れて行きました。

上瀬谷のところは、何と言ったらいいのですかね。子供がなかなか行かれないのですね、野球少年は来るのですけれども。野球場があって、今はもう使えませんが。夏になると草が茂ってしまって、なかなか入りにくいところです。

【酒井委員】 私自身、里山で、横浜市の中のまさにこのようなところで遊んで育ったので、子供たちが入り込んで遊ぶような環境というのは必要かなと思うのだけれども、現状は子供が遊んでいるような感じではないということですね。

【陳述人A】 そうですね。ただ田植え体験、稲刈り体験する小学生や瀬谷小学校の方たちは年に2回ずつ来て、谷戸の中にまだ残っている田んぼで体験をしています。

【酒井委員】 いつからお住まいなのですか。

【陳述人A】 生まれてからずっとです。瀬谷に生まれて、ただ一度結婚して外に出ましたけれども、また戻ってきました。今の場所は30年、35年くらいです。散歩コースになっていて、よく中まで、米軍が立って歩哨しているところまで行きました。米軍の歩哨の方はとても親切な方たちでした。ずっと谷戸全部に田んぼがありまして、今とはまるで違う風景です。

【酒井委員】 米軍に接收される前はどうかだったかというような、伝承みたいなものはあったのですか。

【陳述人A】 米軍に接收される前は海軍の補給所です。なぜ上瀬谷が選ばれたかというと、横須賀に海軍の大きな基地などがあって、横須賀から国道16号線があり、海軍道路もそのときに造られました。

【酒井委員】 すみません、話が脱線してしまって。結構です。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。それでは宮澤委員、どうぞお願いします。

【宮澤委員】 貴重な意見をありがとうございます。土地区画整理事業では、全面的に遠慮会釈なく切土と盛土をして、ここの範囲の土地改変を徹底的にするという計画でした。それについては、環境の配慮をどうするのだということ、私たちが鷹揚に声を荒げたわけですけれども、結果的にはそれが大前提として、その後の公園整備事業、それから博覧会、こういう事業が3つ

重なっています。3つを縦断したような、例えばゾーニング的な緑の回廊を確保するとかですね、そういうものを何とか入れて、それでもなおその事業をなるべく事業者が計画したとおりにできるような配慮というのができないのかなと思ったのですが、残念ながらこれまでのアセスの手続の中ではそこまでの成果というか、結果を得ることもできなくて、今Aさんが御指摘されたように、生き物たちの餌場が基本的には全面的になくなると、こういう形になっています。ただ、それに関して、本来アセスでしたら回避をして、低減をして、それでも駄目だったら代償なのですが、今回はもう始めの2つの段階を飛び越して、代償しかできないというような形で、市民の森に近いところを何とか少しでも確保する、相沢川の切り回しの暗渠化も、それについてのボリュームも正直よく分からないところはあります。どのくらいの生物をどのくらいの量で移すかも分からないのですが、そういうところでやっと何とか確保しているというのが今の現状です。Aさんの御意見を伺うと、委員の1人としては非常にじくじたる思いがあります。感想ですけれども、御意見ありがとうございました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。特に御質問はないということですね。他の委員の方いかがですか。横田委員、お願いいたします。

【横田委員】 御意見どうもありがとうございました。オオアカバナの写真を挙げていただいていますけれども、いつ頃発見をされていて、特にどのくらいの範囲にわたってこういった谷戸の絶滅危惧種があるという認識でいらっしゃるか、そこら辺を教えてくださいませんか。

【陳述人A】 オオアカバナは、赤土で埋められた時にこれは珍しい種だということで瀬谷環境ネットの植物に詳しい方が専門の学者さんに伺って、非常に貴重な植物だと分かったのでそれを移植しました。相沢川のところに、これが植えられております。谷戸の湿地ではないとこれは駄目で、周りの草を綺麗に取っては駄目で、草があるからオオアカバナも生きられる、そういうことらしいです。オオアカバナをもう一つ乾燥したところにも、1か所だけでは心配だからと植えたら、そちらは消えてしまいました。なので、やはり生かすにはこういう草原があって、しかも農業用水路がオオアカバナから3mくらいのところにあって、その水路からは水がどんどんしみ出していて、そういうところに生息するということです。神奈川県では上瀬谷と横須賀だけにしかない、そういうものだそうです。ここがもし埋められるようだったら、すぐに保護しないといけないのではないかと。タコノアシはあちこちにあるみたいですけど。これは2年目の写真なのですが、1年目はたった1本で花が3つ、4つくらいで、2年目になったら5、6本になってたくさん花をつけてくれています。今年はもっと増えていると思うのですが、周りの草を刈らないということを守っています。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としています。

【横田委員】 この写真はいつ頃のものですか。

【陳述人A】 去年、2023年の夏です。

【横田委員】 そういったことを観察されている方々が、活動されている方々がいらっしゃるという認識でいいですか。

【陳述人A】 瀬谷環境ネットが月1回観察会をしています。私もたまに参加していま

す。上瀬谷の観察を定期的に行っているため、去年はこの場所にこの花があったけれども、もう今年はないのかな、ずっと続けているようです。定期的に同じ場所を観察している、なかなかできないことだと思います。良くやっていますよね。

【横田委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 移植はどなたがされたのですか。瀬谷環境ネットの方がされたのですか。

【陳述人A】 そうだと思います。そこまで確認はできていませんが。

【奥会長】 分かりました。では、菊本副会長お願いいたします。

【菊本副会長】 まずは、御意見いただきまして、御足労いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

私からは、いくつかお伺いします。1つ目は、御発言いただいた内容は恐らく会議録に残ると思いますので、正確を期すために指摘します。オオアカバナとタコノアシについて絶滅危惧種だとおっしゃったと思いますが、恐らくタコノアシは準絶滅危惧種だということですのでよろしいでしょうか。先ほど、タコノアシは結構あるというお話もありました。

【陳述人A】 はい。準（絶滅危惧種）です。

【菊本副会長】 発言内容の記録が残るようでしたら、その訂正をしていただければと思います。

それと、委員の一人として申し上げたいのは、3つの事業について個別にアセスしているというお話がありましたけれども、議論の中ではそれらの関連性については重々各委員から指摘していますので、ある意味、3つの事業を一緒にして一度に審査するよりは、3つそれぞれについて細かく精査していくというのは、やり方の一つとしてはあるのかなとも感じています。例えば、最近指摘したところで言いますと、博覧会のための駐車場のエリアで、割と広い範囲が設定されていることに対して、台数の上限を確実に守れますかということを経営者に対して意見を出して確認していますし、各委員からは環境の影響に対して、重々配慮して指摘を行っているということは御理解いただければと思います。

私からの質問ですけれども、今日のお話で対象地域から少し離れたところにおられる方で、意見陳述をできなかった方がおられるということで、お二人知っている方がおられるという話でしたけれども、その方が意見として持っておられたことは、今日の意見陳述の内容に含まれているのでしょうか。

【陳述人A】 含まれていません。これは私の考えです。

【菊本副会長】 どのような意見を持たれていたか、簡単に、もしお分かりでしたら、それも教えていただければと思います。

【陳述人A】 すみません。聞いていません。

【菊本副会長】 分かりました。私からは以上です。どうもありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 私は植物が専門なので、オオアカバナについて教えていただきたいのですが、先ほどの話で、瀬谷環境ネットさんがオオアカバナの希少性に気が付いて移植をして救っていただいたということでした。もし瀬谷環境ネットさんが気付かなかっただら、それは失われていたということでは

うか。

【陳述人A】　　そうです。育てたというよりは、自然のままに残したと私は思います。移植はしたのですが、環境は変えていないわけで、周りの自然環境は同じところなので、自然に生き延びたのとほとんど変わらないのではないかと思います。人工的に赤土でそこを覆ってしまうから、少し場所を移したということです。

【酒井委員】　　貴重な自然が明らかに失われますが、今後も瀬谷環境ネットさんがこの場所に関わっていただけるかどうか、形は変わってしまうかもしれないですけれども、地域の自然を愛する気持ちというのを失わないで、今後も関わっていただけたらと本当に思います。よろしく願いできますか。

【陳述人A】　　伝えます。

【酒井委員】　　ありがとうございます。

【奥会長】　　ありがとうございます。このオオアカバナが移植されたところは、計画区域内ですか。その外ですか。

【陳述人A】　　外です。相沢川の谷戸に移植されました。駐車場予定地から直線距離で何メートルくらいでしょうか。駐車場予定地から離れて道路があって、水路が1本流れていて、その水路の脇にオオアカバナが咲いています。100mくらいしか離れていないのではないかと思います。

【奥会長】　　後でも結構ですので、事務局の方で正確な場所を陳述人の方に聞いていただいて、特定していただいてよろしいでしょうか。

【事務局】　　承知いたしました。

【陳述人A】　　地図があれば、ここですよと言えます。

【事務局】　　後ほどお伺いさせていただきます。

【奥会長】　　お願いいたします。他に委員の方から御質問はよろしいですか。大丈夫ですね。

それでは、A様どうもありがとうございました。本日の意見聴取の内容については、会議録としてインターネット等で公表される予定になっておりますが、それについては了承されているということでよろしいでしょうか。

【陳述人A】　　はい、承知しております。

【奥会長】　　大丈夫ですね。ありがとうございます。

それでは、意見陳述人の方は、陳述人席からの御退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(陳述人退席)

エ 審議

【奥会長】　　それでは審議に入ります。ただいまの意見陳述につきまして、委員の方から御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】　　貴重な御意見をいただいて、それぞれが本当にごもったもな話ばかりだったのですが、事業者の方からこれについて、また回答をいただけるということでよろしいでしょうか。これは事務局の方ですかね。

【奥会長】　　委員の方から、これについては事業者に説明してもらうべきだという御意見があれば、それは準備をしてもらうということになります。本日の内容を踏まえて、事業者に説明を求めるべきということがあれば、是非おっ

しゃっていただければと思います。

【藤井委員】　そうですね、対象範囲の話であるとか、いくつかやはり事業者の方からも見解を示してもらったらいいな話もあったと思いますし、可能な範囲で事業者の方から回答いただけるように伝えていただければと思います。

【奥会長】　特にどの点というのはございますか。今、オオアカバナについてはかなり議論がありました。

【藤井委員】　そうですね、オオアカバナもそうなのですが、影響の対象範囲の話もありましたし、200mのような話が出て。

【奥会長】　意見陳述の要件ですね。そちらは事業者というよりは事務局に。

【藤井委員】　その他に、いただいた資料の中にも、駐車場をコンクリート、アスファルト化することについての問題もありましたし、全般的にいろいろとお答えをいただきたいなと思っています。結構不透明な部分があるので、こういった市民の方から御意見が出ている部分が多いと思いますので、そういう不透明さをなくしてクリアなものにしていただくためにも、会議録に残る形で御回答いただければいいかなと思った次第です。

【奥会長】　はい、分かりました。ただいまの藤井委員の御意見は、本日の意見陳述の内容全体に対しての事業者の見解を改めて説明してもらいたいということですね。

【藤井委員】　はい、そうですね。ピンポイントにこれをというよりは、今回いろいろ市民の方が疑問に思っていることがたくさん出てきているということは、これが市民の方に伝わっていない部分だと思いますので、そういうものをはっきりさせていただいて、議事録にもきちんと残して公開されるようにしていただきたいなとちょっと思いました。

【奥会長】　他に御意見はございますか。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】　私は、ピンポイントでお伺いしたことがあります。どちらかという土地区画整理事業かもしれないのですが、博覧会に特化したことではなくて、この3つの関連するアセスについてです。本当に綿密に調査をさせていただいて、その上で環境保全措置を、審査会も通じてのこともあるかもしれないけど本当に丁寧に書いていただいていると思うわけです。でも今の話で、どこにどういう生き物が生息してみたいなことは、その地域で昔から活動されている団体が持っている情報がすごく大きくて、アセスメントのコンサルタント会社に委託して調査をされるのでしょうか、そのときにその地元の方の持っている知識にどこまでアクセスしたのか、アプローチしたのかということを確認させていただきたいです。これは今後、大規模なアセスをやる参考にといいですか、(アセス) 手続の中にどういうイメージで地元の方の意見を織り込むのかというのはアセスの質を上げる重要な要素だと思うので質問したいです。よろしく申し上げます。

【奥会長】　ありがとうございます。それから菊本副会長、挙手されていますよね。

【菊本副会長】　はい。私からはですね、藤井委員がおっしゃった内容で事業者に対して意見を求めるとか、その考えを求めるということはそれで良いと思うのですが、今日の意見陳述の中で、事業者に意見を求めるべきものと横浜市としての立場に関するものが結構混在しているように思います。そこはすみ分けないと事業者から回答が得られないのではないかなと思うので、

それも御確認いただきたいと思います。例えば1つ目の対象地域については、事業者が設定したものではなくて、元々ルールとしているものなのかなと思うのですが、それについて確認いただきたいということです。

あと2つ目の3つの事業をそれぞれ個別にアセスを行ってということですが、途中でこの審査会としては、それぞれ別々の事業として審査を行っているけれども、同じ場所に関連性もあるからその関連性についてもきちんと聞きますという指摘は何度もしてきたと思うので、分けてアセスすることに対しては、これはルール上それぞれの事業が時期を変えてそれぞれの規模で行われているので、審査することは3つそれぞれやることは適切なのかなと僕は考えているのです。この辺りも、事業者に聞いてもなかなか難しいのかなと思います。その辺りのことは今日意見陳述人の方から御意見いただいたので、横浜市としてはこういうルールに基づいてやっていますとか、そういう回答なり、何か考えなりがお示しできればそれで良いのかなというふうに思いました。ですので、事業者に聞くところとそれ以外のところを少し切り分けていただければなというふうに思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。非常にすっきりと、今整理してくださったかと思えます。他に御意見はございますか。横田委員、お願いします。

【横田委員】 事業者の方にお願ひしたいのは、調査のデータですね。土地区画整理事業の調査結果の種の分布に関して、種のリストが資料編の方に掲載されているのですが、それに加えて、現状を把握する調査として実施された種のリストなどの状況をお伺ひしたいです。時間が少しずれていて、土地区画整理事業の既存調査は平成30、31年度ですので大分前の情報でして、それをどれだけアップデートされているのかというところが今一つクリアになってない部分だと思います。そのアップデートの状況をきちんと出していただきたいなと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。他は御意見よろしいでしょうか。それでは、先ほど菊本副会長からも整理をしていただいたとおりなのですが、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 先ほど僕が分からなかったのは、意見陳述の対象が200mというこの根拠は教えていただければと思って、それで追加でございます。どこが根拠か分からないものですから。

【奥会長】 それを事務局の方から説明してもらいますね。まず意見陳述人の要件がどうなっているかというところの話ですので、こちらについては、この審査会の委員の方でも十分に承知していなかったところではあるかと思えますので、改めて確認をさせてください。事務局から回答をお願いいたします。

それから3事業について、土地区画整理事業は法アセスですので、条例の方では対象外になっています。博覧会と公園整備事業の方は条例アセスということで、それぞれ事業ごとにアセスの手続をやるというのが法の立て付けなので、これはそのようにやっています。

1つ目の意見陳述の要件のところをお願いします。

【事務局】 はい。意見陳述人の要件でございますが、条例で意見陳述人の要件は決まっておりますので、意見陳述の申出ができる対象の地域については、規則で定める基準に従って事業者が定めた地域としてございます。

規則で定める基準については、方法書に対する意見や環境影響評価の結

果に鑑みて、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域というふうになってございます。

博覧会の場合でございますが、準備書に対象地域の記載がございまして、9-1 ページを御覧ください。文書にもございますが、「環境影響評価条例第26条第1項に規定される対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域）は、動物、植物、生態系、騒音、景観、地域社会の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約200mに係る町丁の全域及び一部としました」ということで、範囲を事業者の方で定めているといったこととなります。

【奥会長】 この対象地域の中に住んでいる方だけに意見陳述を認めるという、その根拠はどこにあるとおっしゃいましたか。もう一度お願いします。

【事務局】 はい。その根拠は条例第30条にございまして、今画面共有をいたしますが、お手元に条例がありましたら条例を御覧ください。読み上げさせていただきましても、「対象市民等は審査会に対して環境保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる」としてございまして、「対象市民等」につきましては条例第26条で規定してございます。条例第26条につきましては、先ほど準備書の方で読み上げさせていただきましたけれども、「準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域」という形になってございまして、先ほどの事業者の考えに基づいて定めた地域ということになってございます。

【奥会長】 条例第30条は「対象市民等」とありまして、「対象市民等は審査会に対し、縦覧期間内に環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる」とあり、この「対象市民等」というのが。

【事務局】 「対象市民等」が条例第26条に規定がございまして、先ほどの事業者が定めた「対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る）」と規定してございます。

【奥会長】 分かりました。今整理いただいたように条例第26条と第30条で、その対象地域をどの範囲にするかというのは、これは事業者が準備書の中で定めているということですね。

【事務局】 はい。その考え方自体は条例施行規則第25条に書かれておりまして、「1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認める地域を含む地域」として事業者の方で設定して、対象地域を決めるという形になっております。先ほどの敷地境界から200mの範囲の町丁という形で、博覧会の場合は設定しているということになります。

【奥会長】 博覧会の方は「1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認める地域を含む地域」として、対象事業実施区域から約200m圏内ですか。この200m圏内というのは、事業者がそのように設定したということですね。

【事務局】 はい。先ほどの200mをどのように決めたのかというところに関しては、この後、博覧会の事業者の補足説明がありますので、その時の審議の中で御質問いただければお答えできるかと思っております。事業者の方に聞いていただけるとよろしいかと思っております。

【奥会長】　そうですね。改めてそこについてはまた後で、この根拠条文は今確認しましたので、それを踏まえてなぜ 200mにしたのかというところは、後ほど確認をしていただければと思います。

それから3事業の関連性についても、しっかりとこれは市民等に説明すべき、理解が得られるように説明すべきではないかという指摘については、これはかねてから審査会でも同様の指摘をしてきたところなので、こちらは引き続きといいますか、機会を捉えてしっかりとやっていただくということになろうかと思います。特段この場で、事業者や事務局から何か説明をしていただくというようなことではないかと思います。

【事務局】　連携してやるようにということは、度々それぞれの事業の中で委員の方からも御指摘をいただいているところでして、その辺りは審査書にも含むような形で公園整備事業でもしておりますので、それぞれしっかり連携して取り組むようにということは間違いなく指摘しているところだと考えています。

【奥会長】　では、引き続きそこをお願いいたします。それ以外の点について、特に絶滅危惧種や準絶滅危惧種類についての情報提供がありましたので、土地区画整理事業が行った調査のデータを用いるにしても、その後現況が変わっているということも踏まえて、どこまで事業者が今その現況をどのように把握しているのか、そこは先ほど横田委員から御指摘があった点ですね。そこについては、事業者の方に説明を求めるといことでお願いしたいと思います。それでよろしいですか、皆様。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

オ 指摘事項等について事務局が説明した。

その中で、第18回環境影響評価審査会での横田委員の指摘について回答した。

【事務局】　指摘事項 2-14-1 と 2-14-2 について、この場にて御説明させていただきたいと思います。

土地区画整理事業の事後調査については、現在、事後調査計画書が提出された段階です。事後調査計画書には不開示情報の記載はございません。

令和8年度に事後調査結果の報告を受けることになっており、その際には、不開示情報を含めて報告を受けることになります。

事後調査については、計画書や報告書が提出されますと公表しており、公表の際には、現在も委員の皆様にお知らせをしています。不開示情報については公表いたしません、委員の皆様から御要望がございましたら、不開示情報についても提供させていただきます。

カ 質疑、特になし

キ 補足資料について事業者が説明した。

ク 質疑

【奥会長】　御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました内容に対しての御質問や御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

では、横田委員お願いいたします。

【横田委員】　後半の補足資料 37、38 で、ホトケドジョウと保全対象種についての質問をさせていただきたいと思います。

まず 37 番のホトケドジョウの件ですけれども、有識者ヒアリングの冒頭

に書かれているとおり、やはり生息環境を創出するにしても現状の生息・生育環境を継承することが一番重要だというのは、まさにそのとおりだと思います。

今回、小水路というふうになっておりますけれども、この小水路と調整池4の関係について前回質問させていただきましたが、調整池4からの越流の影響については十分に触れられていないように思います。この越流に関しては、調整池がどれだけの雨水を貯留して、そして越流するときによって、この小水路に入ってくる水の流量ですとか、その頻度というのは変わってくるわけです。そして、それが及ぼす影響としておそらく一番懸念されるのは、流されてしまうという物理的に生息環境が流出してしまうのではないかというような影響が考えられるのです。そうしたときに、その流量はある程度、調整池側で推測できるのではないかと思うのですけれども、これに関して越流の頻度、流量ですとか、小水路の水深に対して与えるような影響をどのように検討されているのかを教えてください。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事業者】 御質問ありがとうございます。調整池4については、横浜市が土地区画整理事業で整備するというご事情がございます。我々の方でその場所、この調整池4のエリアも含めてお借りして、そこで博覧会を開催するという立場ですので、調整池の設計ですとかそういったところについては詳細なところまで我々の方では把握できていないです。まさに土地区画整理事業の方でもその辺は設計なり、調整なりを進めているところだと認識しております。

ただ調整池ということですので、通常は越流させて水を流していくのではなくて、水を溜めるためにオリフィスという絞り口を作って常時そこから水が流れ出る。大雨が降った時には、横田委員がおっしゃったような越流堰でオーバーフローさせて水が流れていくといった構造になっております。ですので、常時オリフィスから一定量の水は小水路の方に流れていると我々は認識しているところでございます。

【奥会長】 はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】 越流に関しては、大雨が降った時のことを申し上げたつもりです。大雨が降ったときの越流の流量は、ある程度水域の面積などで想定できるのではないかということと、それから、この小水路は、サービス施設などの周辺の園路等である程度絞られたような水路にならざるを得ないと思います。南側の敷地境界にもなりますし、ここから出てきた水を広げるような環境はなかなか造りづらいのではないかと。園路をくぐらせるような小水路を作った場合、その小水路がかなり限定的になった場合はいかにオリフィスで絞っても、大雨が降るとある程度の越流の勢いがあるのではないかと。それが懸念されるように思うのですけれども、そこはいかがですか。

【事業者】 ありがとうございます。この調整池自体を作るのは横浜市なものですから、その設計の詳細については今まさに検討しているところだと思っておりますので、どのくらいなのかといったところまで我々の方ではまだ現段階で把握できてないという状況です。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 はい。それで管理ができるのかなというのが私の質問です。やはり累積

的な影響をもたらす事業ですので、きちんと連動性を高めていただく必要があると思うのですね。

補足資料 38 の方に移らせていただきます。こちらは（土地区画整理事業の）事後調査計画書を今回引用していただいています。これはただ事後調査計画書をそのまま引用しただけでありまして、これに対して博覧会のモニタリングの中で何が必要であるとか、追加措置にどのようなことが求められるかというような資料ではないということですね。これが連動性の欠如だと思えます。例えば、先ほどのホトケドジョウだけではなくて、タコノアシのような種がいます。これは相沢川を中心に造られる保全措置のエリアで保全するというのかもしれないけれども、タコノアシは攪乱をある程度しないと他の植物に被圧されてしまっていて、多分いなくなってしまうよね。そういった攪乱は、この事業期間中でも何らかの形で必要ではないかと思うのですけれども、そういった管理の必要性は、こういった資料の中でやはり認知されるべきだと思うのです。けれども、例えばタコノアシに関して表 38-2 に記述が見当たらないです。こういったところもあり、土地区画整理事業の事後調査の対象が十分だとお考えなのか、それから対象だけではなくてその調査の頻度などに対してどの程度連動して知見が入ってくるような状況になっているのか、その辺りを教えていただきたいと思えます。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 ありがとうございます。私どもとしては、この保全対象種の生息空間を横浜市の事業、土地区画整理事業や公園整備事業の中からお借りして、半年間開催するという立場でございます。どういったものを保全していくのかについては、土地区画整理事業の中で決めていくことだと認識しています。

我々が今最新で入手できるものは、ここ（補足資料 38）に記載されているものでございます。土地区画整理事業でも事後調査計画書の方はこれからまたアップデートしていくことになると思いますので、それを見据えながら我々としても、実際の運営の中でどういうふうに博覧会期間中に対応していったらいいかは、横浜市とも連携しながら調整していくことになるかと認識しております。

【横田委員】 事業の中で調査のアップデートは、どの程度されたのですか。

【事業者】 ありがとうございます。私どもは、土地区画整理事業で行った調査データを基に準備書は作成しております。現時点で既に土地区画整理事業や公園整備事業の工事が始まっておりますので、そういった中で、その事業の方では事後調査を行うということになっていますから、そこで結果が出たものを我々としては確認させていただきながら、横浜市と連携しながら対応していきたいと考えているところでございます。

【横田委員】 しかしながら、後ほど多分情報提供があるかと思えますけれども、意見陳述をいただいた御意見の中に、この保全対象種に挙がっていない絶滅危惧種の情報などが挙げられてきているのですね。そういったものを、そもそも認知する体制ができていないのではないかというのが非常に懸念しているところです。保全対象種の拡充なり、追加的な保全措置のあり方なりを検討できる体制になっていると言えるのでしょうか。そもそもの質問で申し訳ないのですけど。

【事業者】 ありがとうございます。私どもとしては、委員の御心配にならないように横浜市としっかり連携しながら対応については考えていきます。現時点で言えることは、公式な調査データの中で我々の対象区域の中に、新たな保全対象種のような生物や植物の確認は、我々としてはできてない状況です。ただ、これから土地区画整理事業の方でも事後調査をやる中で、そういったものが発見されたり、確認された場合には、その対応についてどうやるかは、冒頭申し上げたとおり横浜市としっかり連携しながら対応していくことになると思います。場合によっては、そういった専門家への御意見の聴取ですとか、ヒアリングも必要に応じてやっていくことになるのではないかなと我々は考えています。

【横田委員】 事後調査で行うということになるのですか。すなわち、予測評価はされないということになるのですか。

【事業者】 ありがとうございます。私どもの博覧会の会場の中では、ここに記載されているもの以外の新たな希少種が確認されていないという状況です。もしも土地区画整理事業の事後調査の中でそういったものが見つかって、我々の博覧会場での影響が確認されるような場合には、それについて我々も検討する必要があると思います。今の段階では土地区画整理事業や公園整備事業（の工事）が始まっていますので、そういった中で新たに我々として調査していくことは考えてない状況です。土地区画整理事業で調査がされますので、その中で出てきた情報をしっかり生かして対応を検討していきたいと考えております。

【横田委員】 土地区画整理事業が残された保全措置は、博覧会にも引き継がれることになりますよね。その保全措置に対して事前に取り組むべき対応は、おそらく博覧会の段階での調査や予測に基づいてなされるべき、アップデートされるべき内容ではないかと思います。今伺っていると、アップデートはしないというふうに感じましたし、土地区画整理事業の事後調査の中でやることを受けて博覧会の保全措置が生じると聞こえたのですけれども、そのようなお考えになるのでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。私どもとしては、横浜市の事業とも連携しながらやっていくということは再三お話しているとおりでございます。我々の博覧会期間中も含めて横浜市の方で調査を行うことになっています。その調査結果をしっかりと共有しながら対応策は考えていきたいので、アップデートしないというより、我々としても出てきた情報はしっかりと共有してアップデートしていきたいと考えているところでございます。

【横田委員】 共有ではなくて、やはり博覧会期間中に何が起きているかということアップデートしていかなければいけないですね。それは土地区画整理事業にお任せではなくて、やはり博覧会自体の影響も乗った状態でモニタリングしていかなければいけないと思うのですよね。その観点から申し上げますと、やはり土地区画整理事業の平成 30、31 年度の情報だけで議論し続けるのは、あまりに更新がされていないのではないかと思うのです。そこをもう少し、例えば地域の方々と連携しながら調査情報を拡充していくような考え方というのは、どうしても必要になってくると思いますし、まして人と自然の触れ合いを目指されているので、そういったアクションを博覧会としても積極的に事業としてやっていくべきなのではないかと思うのですよね。そうしたときに、やはり新たな種への対応ですとか、新たに造成されて造られた環境における調査は、やはり博覧会の中でもきちんと

やっていく必要があるのではないかなと私は思いますし、そういったことを常に博覧会の中で発信していかれることをむしろ期待したいのです。少し長くなり過ぎていますので、意見として挙げさせていただきます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

今の御指摘に対してですけれども、本日、意見陳述人の方から、保全対象種に挙がっていない絶滅危惧種若しくは準絶滅危惧種に該当するような種がこの計画区域内若しくは周辺に生息しているという情報提供もございました。土地区画整理事業の事後調査報告書についての言及が何度か今事業者の方からございましたが、土地区画整理事業の方はいずれにしてもこの調査対象になるのが、保全対象種として既に土地区画整理事業の方で特定したものだけをフォローアップしていくことが前提になっているかと思えます。それ以外のものも実はあるのだというところが、今、博覧会のこのアセスの進められる中で情報提供があったわけですから、そこは博覧会の方でしっかりと踏まえていただいて、それも含めてどのような保全措置を博覧会として考えていくのか。そして土地区画整理事業の方で把握されていない種に関する情報提供もあったわけですから、それについては土地区画整理事業の方にもしっかりとその情報を共有していただいて、土地区画整理事業の方でしっかりと対応していただくべきところはやっていただくように伝えていただくことも必要かと思えます。そういったことが今横田委員の方から指摘され、求められているというところなのですが、改めて事業者の方の今後の対応についてのお答えをいただきたいと思えます。

【事業者】 ありがとうございます。そういった情報が挙がっているということであれば、土地区画整理事業や公園整備事業ともしっかり情報共有します。実際、本当にそれが博覧会の対象エリアであったり、あるいはそこに影響するような場所で確認されたという事実は、もちろんきちんと客観的な証拠なりが必要なので、事後調査に委ねる部分も大きいと思うのですけれども、しっかり連携しながら共有しながら対応していきたいということはこの場でしっかりお約束させていただきたいと思えます。

【奥会長】 はい、宮澤委員は今の点に関連してでしょうか。

【宮澤委員】 はい、そのとおりです。

【奥会長】 では、お願いいたします。

【宮澤委員】 とても大人の対応のように伺っております。ただ残念ながら、オオアカバナとか、土地区画整理事業者も認識していない絶滅危惧種が出てきたという状況です。ですので、これはとてもイレギュラーなのかもしれませんが、例えば審査会の要望として、民間事業者ではありませんので、横浜市の土地区画整理事業者に対して再度審査会に御足労いただいて、本件のことについて我々からきちんとお伝えする。もちろん博覧会の事業者を信用してないわけではないのですけれども、しかし、そこはやはり同じような利害を持つ集まりということになりますので、私たちとしては審査会として、大事な種が出てきたということで、事業者の方にきちんと私たちの意向を伝えるということはいかなるものなのでしょうか。大変イレギュラーかもしれないけど、そういうことをしないとなかなか保全はできないのかなと思っております。

土地区画整理事業のアセスの手続の中でこういうものが出てきてもしか

るべきだったのですが、これが出てこなかった。変なことを言えば隠されたのかもしれないのですから、その辺を考えて、あまりやったことがないかもしれませんが、要請をするということはいかがなものかと。これはもう私の意見だし、提案でございます。

【奥会長】 審査会としてどういう対応をしていくのかということについてですけれども、最終的には審査会は諮問機関ですので、答申という形で審査会の意思は表明することになるのだと思います。それを超えて、改めて手続が終わった事業について事業者をこの場に呼んで意見具申をすることは、そもそもそういう役割までは想定されていないということだと思いますが、事務局として何か今の御提案といたしますか、御意見に対してありますか。

【事務局】 事務局でございます。先ほどの意見陳述人の方がお話をされたタコノアシとオオアカバナの件でございますが、博覧会事業者の環境影響評価準備書の資料編の資 1.2-50 ページを御覧ください。土地区画整理事業で専門家のヒアリングをした結果が示されている中で、現地の市民団体に土地区画整理事業がヒアリングをしたところ、4番目のポツですが「ビオトープ周辺の耕作放棄水田で、絶滅危惧類のタコノアシやオオアカバナを発見した」とあります。土地区画整理事業は現地の市民団体とコンタクトを取っていたという形でございます。この情報は博覧会も入手しているかと思えます。以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。専門家にヒアリングして、情報自体は土地区画整理事業も把握していたということですね。それが博覧会の準備書にも載っているけれども、この情報を踏まえてどうしようとしたのかが見えない、土地区画整理事業の保全対象種としても挙がっていないということですかね。少なくとも、先ほど見せていただいたリストには挙がってなかったようですが。

では、こちらについてはいずれにしても土地区画整理事業の内容で、そもそもこの意見を踏まえてどう対応しようとしているのか、したのか、それも踏まえて博覧会の方でどうするのかということところは、改めて整理していただいて、後日、説明していただくということではいかがでしょうか。事業者の方、そのようにしていただくことは可能ですか。

【事業者】 土地区画整理事業もこういったヒアリングを行って、認識した上で現地踏査の調査をしていると我々は認識しています。その中で発見されなかったということだと思っております。そういったことを認識した上で、事後調査を行うということだと我々は思っています。

実際にこれから、先ほど宮澤委員からお話ありましたけれども、私どもから横浜市の方にはしっかりと、意見陳述人の方からの御意見や審査会でオオアカバナのことについて御意見があったことは責任をもって説明はするつもりです。ただ、それについて土地区画整理事業では、あくまでもヒアリングをしたり、現地調査をしてそこでは見つからなかった、その次のステップとして事後調査をこれから行うわけですが、そこに我々からこういう情報を入れると、横浜市の方としても当然それは真摯に対応していただけるのではないかなと思いますので、そういった対応をさせていただければと考えています。

【奥会長】 事務局、どうでしょうか。タコノアシやオオアカバナについては、現地踏査で見つからなかったという結論なのかどうかも含めて、土地区画整理事業に事務局から確認していただくことはできますか。それとも、もう

事後調査報告書を待つしかないという、手続としてはそういうことなのかですね。

【事務局】 今、事後調査にまさに着手しているところなので、事務局としてその生息場所等がある程度分かるのであれば、その場所も含めて土地区画整理事業にお伝えすることは可能だと思います。その部分は確認した上でお伝えしたいと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。先ほど意見陳述人の方にも、後で場所を示して事務局にお伝えいただくということになりましたので、それを確認した上で、事業者に事務局からの確認ということでお願いしたいと思います。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 では、今の点に関連しまして何かございますか。今、補足資料 37 と 38 の議論でしたけれども、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 少しお伺いしたいのですけれども、補足資料 37 のところで、表 37-1 の環境の保全のための措置についてです。そこに、博覧会会場ではネオニコチノイド系の農薬を使わないということで保全措置を出されています。ネオニコチノイド系を使わないのは当然当たり前のことだと思うのですが、その他の農薬についての使用計画みたいなものがあるのかどうかをまず教えてください。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 ありがとうございます。今の藤井委員の御指摘の件ですが、ネオニコチノイドの前に、準備書にも書いてありますけれども、和泉川の源頭部に関しては農薬や肥料の使用をできるだけ抑えるというのは記載させていただいています。詳細な計画はこれから、実際にどんな花を入れるかといったところも今調整をしているところですので、こういった考え方を踏まえた上で計画といいたいでしょうか、使用する農薬だとかそういったものもしっかり整理していきたいと考えております。特に魚毒性についてはよく気を付けなければいけないので、そういった部門の者とも共有していきたいと思っております。

【藤井委員】 ありがとうございます。生物多様性という意味では農薬そのものが影響する可能性も当然あると思いますし、場合によっては土壤に滞留して博覧会が終わった後も滞留したまま後に引き継ぐみたいな話になる可能性もあると思います。そういう意味で、農薬の使用計画みたいなものがしっかり決まってきた時点で情報共有をしていただければと思いましたので、よろしくお願いします。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の点、いかがですか。使用計画がどこまで、いつの時点で固まるかですけれども。

【事業者】 計画と言いましょうか、まずどのような花を入れるのか、どこに配置するのかの詳細はこれからになります。使用する農薬の計画と言いましょうか、ホトケドジョウはここにいますとか、生態系に影響するような、例えば昆虫に影響するようなものを吟味した上で、こういうものを散布しまししょうとか、これは散布はやめてこういったものに代替しまししょうとか、そういったものをこれから議論することになります。詳細についてはかなり専門的なところもありますので、協会の中でしっかり共有して、また出展される方にもそれについて決まったものを共有してお願いしていく、要請していくというような流れになっています。

- 【奥会長】 そういうことだそうですね、藤井委員。
- 【藤井委員】 はい、ありがとうございます。目に見えないもので結構大きな問題になる可能性もあると思いますので、是非御配慮をお願いします。
- 【奥会長】 準備書の何ページにこの農薬の使用等に係る考え方の記載がありますか。
- 【事業者】 すみません。探して見つかり次第、御報告します。
- 【奥会長】 横田委員が手を挙げてらっしゃいましたか。お願いします。
- 【横田委員】 農薬にも繋がるかもしれないのですが、今回、植栽培土としての土壌の搬入はあるのですか。外部からの搬入というのは生じるのですか、博覧会期間中に。
- 【奥会長】 お願いします。
- 【事業者】 土壌の意味が掴みきれないのですが、例えば堆肥は使用することになると思います。
- 【横田委員】 植栽基盤としての培土なり、そういった基盤土壌は搬入されるのですか。
- 【事業者】 はい。園芸種ですのでそれに合った形で、土壌という言葉がいいのかは分からないのですが、そういったものは入れていくことになると思います。
- 【横田委員】 場合によっては、野外を由来とする土壌もあり得るわけですか。
- 【事業者】 その内容についてもこれからの調整になると思います。入れていく植物がどのようなものかもこれからですので、それに合ったものを入れていくということになると思います。外から入れたもので思いもしないような種子が入っていたり、菌が入っていたりだとか、そういうことによって周辺環境の影響ももちろんありますし、我々が半年間ですけれども植える植物にも影響が当然出てくると思いますので、その辺は影響の出ないような形のものを搬入しなければいけないと我々は認識しているところでございます。
- 【横田委員】 その範囲も未定だとは思いますが、おそらく水質にも関係する可能性があると思いますし、先ほどおっしゃられたように、植物種として新しく定着する外部から持ち込まれた種も出てくる可能性があるとしたときに、その事後調査を計画されていくという考え方で良いのかということと、今回の土地区画整理事業などで行われている保全措置とは別にそれが行われるという認識でよろしいのかをお伺いしたいと思います。
- 【奥会長】 はい、お願いします。
- 【事業者】 ありがとうございます。園芸博覧会がこういった環境影響評価の対象になるということは極めて珍しいケースなのではないかと思えます。というのは、半年間だけのイベントで、それが終わると完全にそれを撤去して、また公園整備事業であったり、駐車場の部分については土地区画整理事業にお返ししていくというものです。環境保全措置の本文にも記載してはいますが、そういった外来種による周辺への影響が出るようなことがないように、結実する前に、要は種を撒かないような状態で撤去するというのを基本に考えております。基本的には他に影響が出ないように我々としてもしっかりと努力していくつもりでございます。ただそういった中で、土地区画整理事業もその後も続いて、公園整備事業も事後調査をやっていきますので、何か大きな影響が出るようなことがもしあれば、その辺はし

っかり横浜市と連携しながら対応しなければいけないと我々も思っているところがございます。

【横田委員】 モニタリングをするためには、やはりそういったところの前提をきちんと博覧会としてのアセスの中に書いておく必要があるのではないかと思います。きちんと予測としてそういった影響が考えられるということは、今の時点で分かっているわけです。それはおそらく博覧会由来でありますし、博覧会由来の影響がどの程度予測されるのかということに紐づいて博覧会としてのモニタリングがされるべきではないかと思うのです。そういったところは、導入される植物の株に関してはきちんとされるということだと思いますけれども、導入される環境に関しては後に対してインパクトを与えるものになってくるので、その考え方はやはりこのアセスの中できちんと位置づけておくべきものではないかなと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方で持ち込まれる土などの考え方は、準備書段階ではそれについての記述はありませんか。先ほどの農薬とも関連しますけど。

【事業者】 私どもとしては、そういう後世に影響が出るような土壌や園芸種、見せるための資機材を入れるということは考えておりません。花のイベントで花を見せるのが中心ですから、植え替えなどもしていきますので、そういった形で残っていかないような措置は考えています。それは準備書の方にも記載させていただいているところです。我々としては博覧会をやった後に土壌や水質などに影響が出るような資機材を入れたり、農薬を使うということは考えていないということは表明させていただいていると認識しております。

【奥会長】 具体的にどこかというのは、今（画面に）示していただいているところですか。

【事業者】 はい、（準備書の）6.2-127 ページに、農薬の使用をできるだけ抑え、溶出を避け、影響を最小限にするといった考え方については記載させていただいています。2章（準備書 2-39 ページ）にも記載しています。先ほどの御質問と重なる部分もありますが、こういった形で記載させていただいているところがございます。

【奥会長】 そして、横田委員の御指摘の点についての記載は、それ以外のところにありますか。持ち込まれる土だとか、そういったものによる影響です。

【事業者】 それは調べさせてください。

【奥会長】 そちらはまた後で確認をさせていただきます。

よろしければ、補足資料 37、38 以外の交通関係の項目の方に移らせていただいでよろしいでしょうか。

では、田中伸治委員お待たせいたしました。どうぞお願いいたします。

【田中伸治委員】 交通関係について御回答を示していただきまして、ありがとうございます。順番に質問などさせていただこうと思います。

まず補足資料 33 の歩行者の影響についてです。一つは確認で、指摘事項一覧の 17-8-1 でお聞きした地点 5 の歩行者人数がずいぶん少なかった点は、これは今回修正されたということで良いのかというところを確認させていただきます。

それから、各交差点の歩行者の交通量が（補足資料の）2 ページ目に表で示していただいているのですけれども、交差点の人数はもちろん、それ

らの歩行者がどの方向から何人がこの会場に向かうというのを、図の上で経路と人数を示していただけると、よりアセスとして分かりやすいかと思えます。こういう計算をしたということは経路も想定されているかと思うので、それも示していただきたいと思えます。

あとは、交差点 12 が処理しきれないという数値になっていて、北側の横断歩道ではなく南側を誘導するといったお話もありまして、その他の交差点についてもおそらく多客日には誘導員などをつけることが想定されるかと思うのです。そういった誘導員をどの交差点に配置するといったことも、想定する対策として評価書に反映していただくのが良いのかなと思えました。歩行者関係については以上です。

続いて、補足資料 34 の交差点の滞留長につきましてですけれども、右折レーンの滞留について、確認していただきましてありがとうございます。1箇所、地点 4-2 について右折レーンからはみ出しても直進レーンが 2 車線あって、そのうちの 1 車線がそのはみ出した車両で塞がれてしまっても、残り 1 車線で処理できるという確認内容だと理解いたしました。それは良いと思えます。ただ、その他の交差点の地点 4-1 ですか地点 6 は、博覧会の関係車両による右折のはみ出しではないという説明ではあったのですが、その時にはみ出した車両が直進レーンにはみ出して来るかと思うのです。そのレーンを博覧会関係車両が使おうとしていて、それが結果的に処理できないということにならないかなという気がします。そうしますと、やはり想定していたような交通処理が行えないので、現時点で、博覧会に関係ない車両によって右折レーンをはみ出してしまうことがこういった予測によって分かっているのであれば、それを前提にこの博覧会関係車両の走行経路とかを検討するか、あるいはそのはみ出している右折車両の対策を交通管理者とか関係機関に働きかけるとか、そういったことが必要なのではないかなと思えました。

続いて、補足資料 35 のパークアンドライド駐車場に関してですけれども、今回新たに相模大野駅付近の候補を示していただきましてありがとうございます。こちらについて、今回は位置などの図を示していただいたわけですが、これについても、今まで示していただいた横浜青葉インターチェンジ付近の駐車場のよう周辺道路の予測評価を行っていただけると理解してよろしいでしょうか。あとは駐車場に車を停めた後、シャトルバスで会場に向かっただくことになるのですけれども、そのシャトルバスはこの駐車場の傍のどの辺りで発着をするのか、シャトルバスへの乗り換えあるいはシャトルバスの待機場所ですか、そういったことも合わせて考えていただくことが必要かと思えます。今までの横浜青葉インターチェンジの近くの場所に比べると、今回の場所は駅のすぐ近くで、現状でもおそらく交通量とかが多い、あるいは人通りも多いようなところかと思えますので、その辺りの検討をきちんとしておく必要性がより高いと思えます。

続いて、最後の補足資料 36 の 4 駅からのシャトルバスの運行につきまして、こちら具体的な検討を各駅でしていただきましてありがとうございます。まず全ての駅に共通の話ですが、今回示していただいたバス数を 4 つないし 2 つ設定するというところに関して、三ツ境駅は新たに別の場所につくるとのことだと思います。その他の 3 駅は、現状バスターミナルなどのバスが使っている場所を会場輸送用に使うということに

なるのかと思うのですけれど、この辺り、現状の路線バスなどは移動させることができるのかという辺りが確認の一つです。

それから、鉄道との輸送力の差がありますので、シャトルバスを待つ滞留の列ができるということを今回評価していただいたことは良かったかと思えます。ただ、電車から降りてくる人数は毎回同じ人数ではなくて、当然変動がありますので、そうすると待ち行列というのは結構大きく変動します。今回、例えば瀬谷駅ですと、87 人くらいがバス停前の待機列からはみ出すといったようなことを説明されていましたが、多分実際にはそれより大きな変動があって、場合によっては100人、150人といった数字で並びきらない人数にもなります。また、当然駅から降りた人が一瞬でバス停前の50人の待機列に移動できるわけではないので、そうした人たちも駅からバス停までの間を歩きますので、実際にはもっと駅周辺の空間は混雑する状況になるかと思えます。そうした人数の変動ですとか、バス停までの歩行経路上の混雑についても想定しておく必要があるかと思えます。

今回の4駅の中で十日市場駅が最も多い人数を想定されていてバスの本数も多いのですが、十日市場駅は会場からは一番遠い駅になるのですよね。地図を見ますと、おそらく多くの一般の来場の方は、この瀬谷の博覧会に行こうと思った時に、電車で比較的近い瀬谷駅か三ツ境駅辺りまで行って、そこからバスに乗ろうと考えて、そちらに向かう可能性が高いと思うのですが、どうして十日市場駅を最も多い人数の配分として計画を立てられているのかが分からなかったのも、教えていただきたいと思えます。

その結果、十日市場駅からは4バースを用意して、4分間隔でバスを発車させるといった想定にはなっているのですが、これが実際に可能かどうか。そのためには1台のバスに50人が乗り込んで発車するという流れが4分間隔で回らないといけないのですが、これが可能かどうかという辺りをどう検討されているかをお聞かせください。

また、十日市場駅は瀬谷駅に比べると駅前の空間があまり広くないようなのですが、瀬谷駅で検討されていたような後発のバスの待機場所というのは、こちらの駅では確保できるのかどうか。あるいは周辺道路の検討ですね。次のページ(補足資料28ページ)にルート図がありますが、赤い線はおそらく信号なしで進んでいけるのですが、(博覧会会場から)帰ってくる青い線の方は右折を伴うような交差点もありますので、この辺りがきちんと処理できるかといった検討も必要かなというふうに思えます。

最後の三ツ境駅なのですが、こちらはバスが2バース予定されていて、場所が結構狭いように見えます。3mの歩道の1.5mを待機の場所に使うようなイメージかと思うのですが、ここに1台のバスあたり50人を待機させることは可能なのかなと。一般の方が通行するスペースを残してといった辺りが少し心配でして、近くに既存のバスターミナルがあるようなのですが、ここは(既存の)バスの待機以外には使わないのかなといったことをお聞きしたいところです。

あと、隣の瀬谷駅は(1日当たり)11,000人を想定しているのですが、三ツ境駅はバスのバース数が少なく1日当たり6,000人を想定して計画しているのですが、横浜方面から相鉄線に乗ってきた人がこ

の違いをきちんと認識して、三ツ境駅は瀬谷駅の半分しか処理能力がないといったことを理解してうまく分かれてくれるとはなかなか思えないので、この辺りはきちんと主催者側で周知をする必要があるかと思うのですね。先ほどの十日市場駅がもっとも多い人数を受け入れるということも同様ですが、この辺りの周知の仕方、来場者にトラブルなく来てもらって、想定したような配分で4駅を使ってもらうための方法についてお聞きできればと思います。長くなりましたけれども、以上です。

【奥会長】 補足資料 33 から 36 にかけて御質問、御指摘いただきました。今、この場でお答えできる点について一通りお答えいただければと思います。また後日、補足説明をしていただくというところも出てくるかと思いますが、現時点でのお答えをお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。まず補足資料 33 なのですけれども、歩行者のルートに関しては、資料の中に文字で、例えば今開いています（補足資料 7 ページの）表の中に書いてあって、来場者の歩行ルートは等分していますとか、あるいは（補足資料 8 ページでは）環状 4 号線の来場者の歩行ルートについては東側の歩道を歩きますという形で記載しているのですが、分かりづらいということですので、評価書の段階ではルートを、どこを歩行者が歩くことを想定して今回のシミュレーションをしましたというような図面をつけさせていただけないかなと考えております。整理が間に合わなかったもので、その辺もしっかり書かせていただけないかなと考えています。

それから誘導員の配置については、これはしっかりと環境の保全の措置にも記載させていただきたいと思っています。やはり混雑は、人為的な誘導をもって改善を少しでもしていきたいと思っていますので、そういった措置を評価書の方に記載させていただきたいと思っています。

補足資料 34 の右折レーンについてですけれども、どうしても地点 4-1 ですとか地点 6 に関しては、我々の博覧会の車両がそちらの方に向かうものではないけれども、そこと同じ方向から来た車ですね、例えば県道瀬谷柏尾線を通して来た来場車両もその渋滞しているところに捕まって滞留を生じてしまうといったことが、例えば地点 6 などであると思うのです。これは田中委員がおっしゃったとお関係機関とよく調整しまして、道路管理者であったり交通管理者などとも協議しまして、対応策を検討したいと思います。例えば、信号現示の方を少し調整させていただくというやり方もあるかもしれません。それから滞留の場所をもう少し取れないかというような検討もあると思います。また、我々博覧会としてできることは、そのルートをなるべく使わないようにといった、元々混んでいる車線が存在するような交差点のところに行かないような誘導をしっかりやっていくということを広報していくということがあると思います。そういったものについても、環境の保全の措置の方に記載できればと考えております。

それから補足資料 35 ですけれども、パークアンドライドの場所を今回 1 地点お示ししましたが、ここは既存の駐車場でありますので、今回は主要な交差点の混雑状況などをお示ししておりません。国道 16 号に直近しているところでもありますので、そういった状況ではありますけれども、新たにこれから駐車場候補地を確保していく場所に関しては、こちらの資料の方にも記載しておりますが、予測評価をしっかり行った上で説明会などを行って周辺の方に御安心していただくと。その内容についてもしっかりと公表

していくということは、保全措置に書いてあります。そういったこともお約束させていただきたいと考えております。それから、今回お示しした相模大野立体駐車場の方ですけれども、こちらは1階部分が現況でもバスターミナルとして使われているところですので、待機場所も十分ございます。またここをお借りする際にはその辺についても所有者の方とよく調整して、混乱が起きないように、待機場所を確保できるように調整していきたいと思っております。

【事業者】

続きまして、シャトルバスの関係は私の方から回答させていただきます。

まず、既存のバスとの関係ということでお話がございました。三ツ境駅は（既存のバスが）入っていないけれどもということで、まずは十日市場駅の方ですが、十日市場駅は既存のバスが入っているところと反対側、入っていないところの北側からシャトルバスを出す予定にしております。既存のバスと競合するところとなりますと、瀬谷駅、あと南町田グランベリーパーク駅になるのですが、今こちらの関係のバス事業者と、同じ（バスターミナルの）中でバスの移動だとか、そういうことを含めて調整をしているところでございます。

次の件ですけれども、鉄道との輸送力の差ということですが、今現在、各電車から同じような形で降りてくるけれども変動するのではないかとこのところでもございました。確かにその人数までは我々の方としても予測できないところもございますので、そちらにつきましては、そのような1つの電車に多く乗ってきた場合とかも想定して、誘導方法とか誘導場所、歩道上に並ばせていくとか、考えられるリスク、あとですね、例えば次にも関連しますけれども、電車内とかでの例えばソフト対策で誘導していくとか、瀬谷駅と三ツ境駅というのもソフト対策で検討していきながら、極力影響を少なくできるようなことを継続して検討していきたいと考えております。

3番目としまして、十日市場駅が最もバスの本数が多いということでお話がございました。今、推計としてこのような結果を出させていただいているのです。どの方向から来るというところの元データを推計してやっているのですが、それに会場までの時間とか料金関係、そういうものの抵抗を考えて自然体で（推計を）流したときに、十日市場駅が多くなってくるというところなんです。新幹線の駅である新横浜から近いこと、例えば料金で言いますと、新横浜駅に新幹線で来られた方は横浜市内区間としてJR線で来られますので多くなると考えているところでございます。ただ、この数値につきましてもあくまでも推計ということでございますので、これに幅を持たせた形も合わせて、今後、継続して検討していきたいということで考えています。

バスの待機場所ですが、十日市場駅につきましては周辺道路としておりますけれども、待機場所につきましては、基本的には会場の方でバスの運用の待機場所を考えているところでございます。ただ、すぐに4分間隔で来ないといけないということもございますので、駅の周辺で公用地だとか、そういう所がなるべくないかというところで今調整をしているところでございまして、路上で待つような、その影響を極力少なくしながら、待機場所についても継続して考えていきたいと考えております。

4番目として、三ツ境駅で（バスに乗る人の）待機の場所が少ないので

はないかというお話がございましたけれども、今、歩道上とか、駅から出た前の広場とかという所も考えてございまして、なるべくそちらの方でできることを具体的に考えていきたいと思っております。御指摘のありました向かい側のターミナルの方ですね、こちらにつきましてもバス事業者の方で今使用してございますので、そちらとの調整を図りながら使える部分についてこれから（関係のバス事業者の方と）いろいろ調整をしていきたいと考えてございます。

最後に、瀬谷駅と三ツ境駅の数字の割合がきちんといくのかどうかというところで、そちらにつきましても、繰り返しになりますけれども、鉄道会社、関係のバス事業者なども含めて、ソフト対策、どのような形で誘導できるのか、あとは我々の方の例えば交通に関する誘導の御案内だとか、そういうものも含めて全体的に検討していきながら対応できるように考えているところでございます。以上になります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 ありがとうございます。大体御説明については了解いたしました。補足資料 35 のパークアンドライド駐車場の周辺道路の予測については、駐車場は確かに既設のものなのですけれども、今回のパークアンドライド利用者はそこに新たに加わる交通量になるので、その分の評価が必要なのではないかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 私どもとしては、新たに駐車場を設置することになりますと、周辺への影響というのは甚大である場合もあるかもしれません。しかしながら、この駐車場自体は 1,000 台以上駐車できる、横浜市外ではありますけれども、そういったことを前提に造られているものでございますので、そういう意味ではここに収められる車の範疇でパークアンドライドに使わせていただくということになりますので、現況の利用の範疇であるのではないかと考えているところでございます。

【田中伸治委員】 そうですか。そこは議論のあるところかなとは思いますが、考え方は、少なくとも現状でこの周辺の道路で混雑、渋滞などが発生していないかという辺りはチェックしていただくことが必要かと私は思いました。

あともう 1 点、4 駅でのシャトルバスの発着で私が申し上げた鉄道から降りてくる利用者が変動するのではという話ですが、確かにそこを予測するのはなかなか難しいのですけれども、例えば、大規模小売店舗立地法の関係で、駐車場の待ちスペースなどで駐車場入口の滞留長を計算するときには 1.6 倍をするというような計算方法がありますよね。今回の博覧会の駐車場付近でも同じことを使っていると思いますが、そういったものは利用者の変動、到着の変動を加味して便宜的に用いているケースですので、それを参考にして設定していただくという方法があるかなとは思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがですか、パークアンドライドの方はそもそも現況把握をしていただく必要があるのではないかということです。

【事業者】 パークアンドライドの方ですけども、そうですね、現況につきましてもきちんと把握させていただいて影響の方を検討していきたいということで考えます。

あと、先ほどの鉄道から降りてくる人数につきましても、大規模小売店舗

立地法の算定式などを参考にさせていただきながら、電車から降りてくる人の人数の変動とかも踏まえて今後考えていきながら、滞留場所とかそういうものを考えていきたいということで思っております。以上です。

【奥会長】 はい、田中伸治委員。

【田中伸治委員】 分かりました。以上で結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。菊本副会長が手を挙げてらっしゃいますね。

【菊本副会長】 今、事業者が何かおっしゃろうとしています。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 先ほどでの種子の関係で、植え替えをしっかりとやりますというのがどこに書いてあるかが見つかりましたので、後で、最後にお示しできればと思います。

【奥会長】 今、映してくださっているのですしたら、先にどうぞ。

【事業者】 (準備書の) 6-2.5 ページになるのですがけれども、一番下のポツのところで、花壇において種子による繁殖が想定される植物については定期的に植え替えを行うということですか、法令に基づいたガイドラインを作成しますといったところがここに記載されているところがございます。

【奥会長】 (準備書の) 6-2.5 ページですね。

【事業者】 先ほどの横田委員から御意見ですが、土壌のことについては書いてないのではないかとということもありますので、ここに土壌のことにも触れるような形で追記させていただきたいと思います。

【奥会長】 分かりました。横田委員、よろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。私は環境保全措置として、それに異存はないのですが、モニタリングの必要性があるのではないかとこの御意見をさせていただいたということです。事後調査の必要性について、私は意見を述べました。

【奥会長】 その点はいかがですか。

【事業者】 モニタリングは、土地区画整理事業の方でも保全対象種の生息空間のところも含めての調査をやるということになっていきますので、博覧会協会としてはそれを共有させていただくというような形を取らせていただきたいと思います。

【奥会長】 そういふことだそうですが、横田委員。

【横田委員】 はい。時間もありますので。今回はそちらで、了解いたしました。了解というわけではありませんけれども。

【奥会長】 了解ではないけれどもそういう考えだということですね。

では、菊本副会長どうぞ。

【菊本副会長】 はい。ありがとうございます。私は交通工学の専門ではないのですがけれども、補足資料 35 と 36 の項目について、専門ではないから分かりやすく市民に対してもお伝えいただきたいと思いますし、質問させていただきたいと思っております。3つお伺いします。

1つ目はパークアンドライドの目的というのが、元々は計画地の混雑、その交通渋滞をなくすような目的で、比較的駐車場が空いているところとか、利用できる場所に設定して移動するという形で僕は理解していたのですがけれども、鉄道駅の周辺とか、もう市街地になっているところにパークアンドライドの駐車場を設定するというような計画に今回は感じました。相模大野駅のような場所にパークアンドライドの駐車場を新しく設定

することで、そういう場所に更なる交通混雑をきたさないかということをお伺いしたいです。それと、今回1箇所お示しいただいたのは非常に良かったと思うのですが、今後選定していく場所というのは、今回の相模大野駅のように鉄道駅に比較的近いところとか、交通混雑なりがさらに引き起こされるような場所を想定されているのか、それとも郊外で公共交通の駅がなくて比較的駐車場が確保されている場所で乗り換えていくという場所も選定できるのか、その辺りをまずお伺いしたいと思います。どうでしょうか、全部お伺いしていきましょうか。

【奥会長】 では、今の点をお答えいただければと思います。

【事業者】 ありがとうございます。まず今回の相模大野の場所ですけれども、我々としては現在既にあるものを使用してやっていくということで、既存で現在使われている駐車場の一部を博覧会としても使うということで、今回の相模大野については新たに追加で駐車場を造るというのではなく、そういうところで今回設定させていただいたところでございます。

また、今後につきましては、駅の周辺に限ってということで探しているところではございませんので、お話のありました鉄道駅から離れている所とか、そういう所もございまして、そこも踏まえて、また場所につきましては影響とかもきちんと見ていきたいと考えてございます。

【菊本副会長】 分かりました。既存の駐車場を有効利用するという観点では非常に良いと思うのですが、既存の駐車場の場合は現状どのくらい利用されていて、それで博覧会にどのくらい追加で利用できるかということを中心に考えていただく必要があろうと思います。収容台数だけというので、それを全数利用できるとはとても思えないので、その辺りはよく考えていただきたいなと思います。

2点目の質問ですけれども、鉄道駅周辺の駐車場をパークアンドライドに利用するというので、例えば私自身が博覧会に出かけたいなと思って、パークアンドライドのそういう駐車場に停めますとなると、既存の鉄道駅周辺だと交通混雑するのではないかとということもありますし、駅の近くの駐車場は比較的料金がなくて、時間経過すればするほど料金を取られてしまったりとか、その辺りのことを考えると利用する方というのは、そういう所の駐車場を積極的に利用しなくなるのではないかと懸念があります。計画地に直接停めれば、例えば定額の料金で停められるし、そういう所に行った方がいいかなとか、そういうパークアンドライドの駐車場を設定したときにうまく利用を振り分けることができるかということですね。もし利用（を振り分けることが）できないのであれば、博覧会の計画地の近くに造る駐車場の台数が、これまで確認してきた台数では足りなくなるのではないかと懸念があるのです。パークアンドライドで設定する駐車場が鉄道駅の近くになる場合に、それをきちんと利用できるという見込みがあるのか、どういうふうに駐車場のこの利用台数を振り分けるのか、その辺りについて教えてください。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。確かに駅周辺の現況の駐車場というのは（料金が）高いというところと、あと時間で加算されていくとか、いろいろと条件があると思います。これから駐車場の運営方法などについては決めていくということになるのですが、基本的に会場周辺の駐車場よりも料

金は安くする形で、プラスして今の段階ですけれども、料金が加算されないとか定額の料金ということで、何らかのパークアンドライドを使うことのメリットというものを出していかないと、なかなか振り分けられないと
思っています。その辺りにつきましては、今後そういう面で利用を促進して
いけるようなことも考えながら、具体的な運用を検討していきたいと考
えているところでございます。以上です。

【菊本副会長】

分かりました。ありがとうございます。これはかなり大事なところだと思
うので、よく考えてそれで御説明いただければなというふうに思いま
す。

次ですね、私から最後の質問ですけれども、補足資料 35 と 36 でパーク
アンドライド駐車場とシャトルバスに乗り換える鉄道駅、こういう所はバ
スがたくさん来ることになるので、例えば騒音であるとか、振動、それと
ガソリンを使うバスや車の場合だと大気質に関しても影響を及ぼす可能性
があるとは思うのです。博覧会の計画地以外でパークアンドライドなり、
シャトルバスに乗り換える場所で、環境影響を受け得る何らかの環境要素
があるかということを確認したいのですけれども、これはいかがでしょう
か。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【事業者】

すみません。環境影響を受ける要素というのは、例えば住宅地が近いと
か、あるいは高齢者施設が存在するとか、そういった意味でのことござ
いまいしょうか。

【菊本副会長】

鉄道駅だとそれほど住宅はないかもしれないですけれども、例えばマン
ションなり、この相模大野駅の近くだと住民の方が住んでおられたりし
て、それでバスがひっきりなしに来ることになったときに、騒音なり、
振動なり、大気質、そういうことで環境影響を受け得るかどうかとい
うことです。

【事業者】

そちらにつきましても環境へ与えるインパクト、影響とか、そういう面
も踏まえて計画していきたいと思っております。例えば相模大野でいき
ますと、今こちら（収容台数）600 台ということで書いておりますけれ
ども、バスですと大体 50 台ということで考えてございます。（バス）1 台に
35 人乗せるということで考えていきますと、大体そのくらいの程度で収ま
ってくるものとして考えてございます。50 台というものが、その地域の交
通状況に上乗せたときにどのような影響があるかということも考えなが
らですけれども、概ねのオーダーでいきますと 1% 増とかというところ
でも考えてございます。あと他のパークアンドライドの場所につきまして
は、なるべく幹線道路からアクセスが良いところと、1 箇所当たり各
方面で約 1,000 台程度ということで書かせていただいておりますけれども、
その台数も踏まえながら、場所が決まりましたらその影響とかも踏ま
えて、今後決めていきたいと考えてございます。以上です。

【菊本副会長】

ありがとうございます。この点についてはかなり大事なところだと思
っているのです。事業者自身が 1 以上の環境要素に係る環境影響を受け
る可能性のある地域というのを対象地域にして、それで博覧会の対象事
業実施区域から 200m くらいのエリアですか、そこを対象地域にして、
その市民からの意見陳述を受け得るというのを設定していたと思
うのですけれども、パークアンドライドの駐車場とか、あとシャトルバス
に乗り換える鉄

道駅がこの事業で影響を受けるのであれば、そういう場所に住んでいる方とか、そういう場所で事業所を持っている方とかというのが全て意見陳述を行える方になる可能性があると思います。そういう方々が、今は意見陳述人になれないという状況になっているので、問題があるのかなと思います。それで、今パークアンドライドの駐車場として選ばれる場所というのがすごく広域に設定されていて、どこか分からないということになると、影響を受ける方というのがものすごく広い地域に潜在的に存在するということになるので、意見陳述としてはそういうエリアに住む人の全てから受ける必要が出てくるのかなと思います。今回、意見陳述人との会話の中でも少しあったのですけれども、意見陳述を行えなかった方の中に交通に関する事などで少し懸念があって、意見を陳述しなかった方がいたというようなお話があったので、今後そういう方についても意見陳述を受けていく必要があると感じました。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。この点は非常に重要な点なのですけれども、事業者の方で答えが可能かどうかということもありますが、事務局も含めてどう整理するかということですね。対象地域が 200mに限定されなくなってしまうという状況は確かに生じているので、そもそもなぜ 200mなのかというところを改めて確認させていただきたいのですが、そこは事業者の方にお答えいただきたいところです。パークアンドライドも含めてということだと、対象地域が広がっていくことですので。

【事業者】 はい、ありがとうございます。今回お示ししたのが、たまたま相模大野駅の近くのパークアンドライドということで御心配ということなのですけれども、説明をさせていただいたとおり国道 16 号に本当に至近の場所でアクセスが良いと、実際に今バスのターミナルとしても使われていますし、1,500 台、トータルですけれども駐車場台数もあるというような場所です。また（横浜）青葉インターチェンジの所も、高速道路の直下で市街化調整区域というところもありますので、要は周辺の方になるべく御迷惑もかからず、かつ台数がしっかり確保できるといった所を我々としては選定していきたいということです。そういう意味では、先ほどの御説明のとおり幹線道路からうまく入れる所、あるいは高速道路からうまく出入りができるような所というのは、我々としても是非調整をしっかりとやっていきたいというふうに考えているターゲットだとお考えいただければと思います。

その上で、今回 200m以内とした理由としては、環境影響評価条例施行規則にも記載されていますけれども、環境影響評価の予測評価した結果を踏まえて、どの範囲に対象地域を設定するのかといったところを事業者として判断していくということで、主要な交差点を周辺に取ったときに重大な交通渋滞というのが今のところ発生しないと予測しておりますので、そういう意味では、やはり生物多様性といいたましようか、植物や動物に関してはしっかりその周辺への影響というのを考えなければいけないという中で、今は博覧会そのものに関する技術基準といったものはなかなか見当たらないのですが、今回は開発行為に該当するということで環境影響評価条例の対象になっておりますので、それに一番近い国土交通省の関係の面整備事業環境影響評価技術マニュアルといったものを参考にさせていただいて、その中にある動植物に関しては対象区域、要は開発地から 200mの範疇という中での調査というのが記載されていますので、それを利用して

いただいているということです。さらにそれだけではということで、その200mに係る町丁に関しては、対象区域に我々は設定しているということです。ただし上川井町は、旭区の一番北側のエリアについては保土ヶ谷バイパスで分断される非常に広い町なので、分断されている保土ヶ谷バイパスよりも南側、博覧会の会場側のところを対象にしているということはありませんけれども、そういった形で今回は対象地域の方を設定させていただいているという状況でございます。したがってパークアンドライドですとか、駅周辺は交通量も非常に多いところですので、そういう意味では対象にはなり得ないのではないかというふうに認識しているところでございます。

【奥会長】 今事業者の方から考えをお聞かせいただきましたが、菊本副会長、いかがですか。

【菊本副会長】 事業者の皆さんのお話をお伺いしていると、パークアンドライドの場所を全部示せないというところはなかなか苦しいところなのだろうと理解できるのですが、だからといって、後から設定して交通渋滞とかがすごく起こったりとか、車が滞留して、それで例えば大気質とか、騒音とか、振動の問題が生じて良いかという、そういうことではないということになりますし、場所は分からないけれども、そういうことは生じ得ないということなどを主張されるのであれば、それをきちんとお示しいただく必要があろうと思います。

後半の200mの区域の設定については他の委員の方々にも御意見いただければと思うのですが、パークアンドライドについては、事業者の方の事情はおありだろうと思いますけれども、環境影響評価は、それで理解して進めるということにはならないということも御理解いただく必要があろうと思います。ここは強く指摘する必要があると思って、発言させていただきました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがいたしましょうか。他に御意見ございますか。

特に、今の対象地域の点が悩ましい点でもございますけれども、実際に開発行為として、周辺への環境は生物多様性も含めて影響を与え得る範囲ということで200mということを設定したということですが、このパークアンドライド駐車場については、元々アクセスが良い交通量も多いところを設定するから影響がないという説明はやはり成り立たないと思うのですよね。この事業による影響というものがどの程度なのか、現況を把握した上で本当にないというのであれば、追加的な影響がないというのであれば、論拠というものをやはり示していただかなければいけないというのは、菊本副会長が指摘されたとおりでと思います。さらに、対象地域としてどの範囲を捉えるべきなのかというところは、これはしっかりと議論する必要があるところかなと思います。事務局、どういたしましょうか。

【事務局】 パークアンドライド駐車場については、今回、事業者の方から説明があったのは、これから新たに出るパークアンドライド駐車場に関しては事業者自らが環境影響評価を行った上で、周辺の住民に説明会等で説明して、さらに博覧会のホームページで公表していくというような対応したいということで、環境保全措置の方に書かれているのですが、こちらの考え方は足りないということなのではないでしょうか。

- 【菊本副会長】 これに関連することですのでお伺いしますけれども、ということはパークアンドライド場所が設定されるごとに、設定されたエリア、あるいはそこから200mなのですかね、そういうエリアの住民の方から意見陳述をしていただく機会を設け得るということでしょうか。
- 【事業者】 よろしいでしょうか。私どもパークアンドライド駐車場を設定する以上は、その周辺にお住まいの方に御迷惑かけてはいけないということで、自主的に決まり次第周辺の状況を調べて予測評価をして、速やかに周辺の方に御理解いただくための説明会などを開催していこうと考えています。お住まいの方でないとは知り得ないような話、例えばこの通路はできるだけ通らないようにしてほしい、あるいは通学路になっているからこの時間帯は気をつけてほしい、そういった御意見というのは、我々の下調査だけでは分かり得ないようなこともあると思うのです。そういったものは我々の予測評価を御提示して、ここにこの台数でこんな形で入ってきてこの交差点はこうなりますというような、そういった調査の状況を示した上で、説明会をやって御意見をいただいて、それに対する御理解とそれから改善策というのを考えていく、そういったものをしっかりとやっていくと。これは環境影響評価の手続にのっとってやるというよりも速やかにですね、決まり次第やっていかなければいけないことだというふうに我々思っていますので、その辺について環境の保全の措置の方にしっかり明記させていただいたということでございます。
- 【菊本副会長】 私の質問は、パークアンドライド駐車場の対象になるエリアの住民の方から意見陳述をもらうとか、情報提供をもらう機会があるかということ、イエスかノーかだと思っておりますけれども、それはいかがですか。
- 【事業者】 はい。私どもの説明会を行ったら、そこで御意見をいただきますので、それをしっかり反映させたいと考えております。
- 【菊本副会長】 説明会の場で意見を出すということと、この環境アセスの場所で意見陳述をして、それで審査会委員に対して情報提供するというものの意味合いというのが、少し異なってくると感じるのですけれども、それはいかがですか。
- 【事業者】 情報提供をする方法としては、公にやり取りですとか、我々の調査した結果はホームページ等でしっかり公表していきたいというふうに思っています。
- 【菊本副会長】 やはりパークアンドライド駐車場の場所の設定が難しいというのは、事業をやっている上では難しいのだらうと思うのですけれども、だからといってその手続が、後で住民に対して説明をします、そこで意見をもらえますということと、環境アセスの手続で委員に対しての情報提供の機会がなくなるというのは少し違うのかなと私は思います。
- 【事業者】 すみません。説明をしなかったのですが、これに加えてですね、開催時においては、多客日において周辺の交差点も含めてですけれども、再度調査を行って事後調査報告書として提出させていただくという手続は、我々しっかりと取っていきたくと考えております。
- 【菊本副会長】 それは事後の話ということになるのですよね。
- 【事業者】 開催中の期間ということになります。
- 【菊本副会長】 今、例えばパークアンドライド駐車場の場所が設定されていて、公開されていたら、住民は開催中なり、開催後ではなくて今の時点で懸念される

こととかを情報提供できるのではないですか。それとは、また意味合いが異なってきませんか。

【事業者】 私どもとしても場所をできるだけお見せしたいということですが、今まさにいろいろ協議を進めているところで、今後はその協定を結んだりですとか、契約を結んだりといった行為もあって、相手方にも御迷惑もかけられないというような状況で、今お見せできるものについて鋭意調整する中で、このパークアンドライド駐車場の候補地を2箇所御提示できたというような状況でございます。なかなか今すぐというのは非常に難しい状況でございます。そういった中で対外的にしっかりと説明をしますと、それからそれを公開しますといったところは、環境の保全の措置の方にしっかりと記載させていただくことで、我々は履行をすることをしっかりと約束したいというふうに考えているところでございます。

【菊本副会長】 事情はよく分かるのですけれども、もう一度私から言いますけれども、環境アセスで評価しなければいけない可能性のある事業をやります。ただし、その事業をする場所はどこかまだ分かりませんという状況で、どこでやるか分からないけれども、ここで審議しますというのは難しいのではないかと思いますよね。

今、御発言なさっているのは、確かに博覧会を開催する開催地は決まっています、そこでの環境影響評価に関しては議論されているのですけれども、それに関わる場所で、場所がよく分からないから議論が難しいというふうになるのは、なかなか設定として難しいのかもしれないのですけれども、それではやはり環境に対する影響という議論は難しいのではないかなと僕自身は思います。事業者の御事情はよく分かりますけれども、場所が分からないけれどもここで議論してとか、場所が分からないけれども後で場所が設定されうる周辺住民がいるというのは、やはり違和感を覚えます。長くなってすみません。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。御指摘はごもっともではありますが、全て明確に計画の中身が具体的に定まった上でないとアセスができない、アセスの手続が進められないかということ、今までもそういうことではなく、できる限り定量的に具体的に示していただくということが望ましいにしても、それができない場合には今後明らかになったときに、より具体化していく中で何をしていくのかについてはしっかりと約束をしていただくと。そういうことで、今ここにこのような文章で書いていただいているところではあるのですが、今回のパークアンドライド駐車場についてはこれだけで十分ではないということで、もう少し踏み込んだ記述をお願いしたいということであれば、御指摘いただければと思います。

【菊本副会長】 指摘させていただきますけれど、計画地というか、開催地の駐車場に関してはかなり広いエリアを設定されていて、ただその中で駐車場の台数はこれ以上には絶対にしませんというような宣言をしていただいたのですよね。それである程度安心はできたのですけれども、パークアンドライド駐車場についても、例えば既存の駐車場で利用率がどのくらいのもので、それに対して博覧会でこのくらいの利用率まで見込んで、あるいはこのくらいの混雑の割合まで見込んで、それ以上にはさせませんというような、そういう宣言をしていただければ、場所が決まっていなくても安心はできるかなと思うのですよね。

なので、どの程度の影響を及ぼす、その範囲内で対応するのかというこ

とは、ある程度方針を示していただいた方が良いかなというふうに思いました。以上です。

【奥会長】 今の点、いかがでしょうか。

【事業者】 すみません。なかなかですね、そういった指標を作るのは難しいのですが、事業者内で整理したいのですが、例えばですけれども、周辺の主要な交差点が、博覧会のパークアンドライド駐車場の利用者やシャトルバスの運行によって、需要率が限界需要率に収まる中で対応するとか、そういったことを委員の方でイメージされているという、そのような考え方でよろしいでしょうか。

【菊本副会長】 今、現状ではどこに何が起こるかよく分からないので、可能なものを少なくともお示しいただいた方が良いかなと思うのですよね。既存の駐車場を利用します、現状の利用台数はこのくらいです、そうすると追加でどのくらいの利用台数が一応見込めます、それでどのくらいの台数を確保することを確実にやるとか、その辺りの情報が欲しいと思うのです。事業をやるのに場所が分からないというのが、パークアンドライドは広がって難しいのだと思うのですが、ただやはり可能な情報を出していただいた方が良いかなと思います。

【奥会長】 ただ全てはまだ決まらないので、出し切れないというところですね。

【事業者】 はい。全て決まっていないので出し切れないということで、このような形でさせていただいているのですが、今日のお話も踏まえましてどこまで追加で書けるかということも、先ほどもありました需要率を守っていくとか、そういうところで書ける範囲を調整させていただければと思います。

【奥会長】 では、その辺をよろしいですか。

【事業者】 今の件については次回以降に整理したものをお見せして、なかなかこれ以上お見せできないということなのですが、菊本副会長からお話があったようにアッパーは何かといったものが何か表現できるかどうかというのを整理させていただいて、御提示させていただければと思います。

【奥会長】 菊本副会長、それでよろしいですか。

【菊本副会長】 それでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、是非それでお願いいたします。

他の点はいかがでしょう。かなり長丁場になってしまっておりまして3時間を超えておりますが、こちらについては、次回補足説明をしていただく項目出しだけはしっかりしておく必要があるのですが、追加で御意見があればと思いますが、大丈夫でしょうか。挙手はないですね。

ありがとうございます。補足資料に限らず、準備書全般についても、先ほど200mにした根拠というのを伺いましたが、他の点で何か質問されたいところはございますか。大丈夫でしょうか。横田委員、手が挙がりましたかね。どうぞ。

【横田委員】 先ほどの意見陳述の際に少し申し上げたのですが、土地区画整理事業の中で取られたデータと、この博覧会として取られているデータをきちんと独立して述べていただきたいと考えていて、部分的に令和3年度の調査で確認されなかったという注釈が入っているのですが、令和3年度の調査があるかというところと載っていないのです。それはやはり非常に不明瞭なので、事後調査の必要性を論じる上でも博覧会として取られてい

るデータは結局何かということをしちんと分かる形で準備書を修正していただきたいと思います。

【奥会長】 今の点は、基本的には土地区画整理事業のデータをそのまま使っているということですね。

【横田委員】 ただですね、確認をしながら使っているという形です。その確認というのが何なのかということをしちんと明確にしていきたい。

【奥会長】 なるほど。どうでしょうか。

【事業者】 それは、土地区画整理事業のデータを今回の準備書の方に提示して、それをどう評価したのかといったコメントを入れるということでしょうか。

【横田委員】 そうです。土地区画整理事業（のデータ）は基の情報ですよ。それに対して、評価の対象になっているのは、加えて何か確認されていますよね。令和3年度に調査をされたりとか、注目種の植物調査をされたりとしていると思うのですよね。その辺りの情報がきちんと書かれていないようですので、具体的にどんな確認をされたのか、検証的なことをされているはずなのです。その検証の内容というのをきちんと書いていただきたいです。

【事業者】 今回の動植物の調査データは、土地区画整理事業で行ったデータをそのまま流用しているということでございます。それはですね、土地区画整理事業で基盤整備を行った後に、その工事期間中の場所を借りて我々は博覧会を行うという仕組みになっていますから、我々として新たに調査したというのは、景観のところはいくつか調査をしていますけれども、新たにというのではなくて、土地区画整理事業や公園整備事業で行ったデータを流用させていただいているということです。逆に、その2つの事業で使ったデータと博覧会が使ったデータが異なるということは前提条件としてはおかしくなってしまうので、追加で必要なものについて、景観はやっていきますけれども、それ以外についてはそれをそのまま利用させていただいているということでございます。

【奥会長】 横田委員、よろしいですか。

【横田委員】 植物の注目種のところに、例えば（準備書の）6-3.23 ページを開けていただきたいのですが、（表 6.3-5 の）注3です。「ヌマトラノオ、ハリイは「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和2年10月）で新たに注目すべき種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。令和3年度の調査では、確認されませんでした。」とあり、ここに令和3年度の調査ではということが出てきていますけれども、こういったものが出てきているということは、令和3年度に検証されているのではないのでしょうか。

【事業者】 基本的には、土地区画整理事業と公園整備事業で行った調査というものを使っているということでございます。この令和3年度の調査という記載については後ほど調べさせていただいて、御回答させていただきますが、我々の方の独自の調査ではないというふうに御理解いただければと思います。

【奥会長】 そこはまた確認をした上で、後日お答えをいただきます。

【横田委員】 こういったことが頻繁に起きてくるのではないかなと思うのですね。そういった意味で、事後調査というのは共同して行わない限り、お互いが何をやっているのかがきちんと独立して認識できないということと、おそら

く土地区画整理事業の事後調査でやられることは博覧会の細かなインパクトまでも踏まえたものにはなりようがないわけですね。事後調査計画はおそらく土地区画整理事業としての事後調査計画ですので、やはり事後調査計画を含め、事後調査であるとか、そのための評価というのはきちんと博覧会も実施する形で位置づけるべきじゃないかというのが、先ほどの繰り返しになりますけれども私の意見です。

【奥会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【事業者】 この令和3年度のものなのですけれども、これについても、土地区画整理事業の評価書を我々の方で検索したのですが、同じようにこれは書かれているということでございまして、土地区画整理事業のそういった調査の内容を我々の方では使わせていただいているところでございます。

【横田委員】 コピーアンドペーストになってしまっているということに問題があるのではないかというのが私の意見でして、コピーアンドペーストでこういったことが続いていくと、結局きちんとした理解のないままに、土地区画整理事業にお任せになってしまうのではないですかと申し上げたいと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。これはコピーアンドペーストしたということですね。

【事業者】 コピーアンドペーストという言い方が非常にマイナスな印象になるかもしれないけれども、我々としては資料調査で必要な情報を得た上で、それを基に予測評価を行っているということでございます。また、土地区画整理事業や公園整備事業で行っている状況というのも我々把握した上で、同じ状況の上です。我々の環境影響評価の方も手続を進めたい、そういう意味でこれをそのまま使わせていただいている。それをもってコピーアンドペーストという言葉が使われるのであれば、全く同じものを使わせていただいているということでございます。

【奥会長】 土地区画整理事業の評価書で、令和3年度の調査では確認されませんでしたというふうに書いてあって、それをそのままこちらでも使っているということですね。

【事業者】 そうということです。土地区画整理事業の中で調べてそれはないということが確認されたということをもって、我々もそれと同じ状況ということで記載させていただいているところでございます。

【奥会長】 令和3年度の調査というのは、土地区画整理事業が行った調査ではということですね。

【事業者】 我々としては、そういうふうに認識しております。

【奥会長】 それが分かりますか、この文章で。

【事業者】 私どもとしては、冒頭や方法書の段階でもですね、データ自体は土地区画整理事業、公園整備事業のものを使うということは明記させていただいているので、その前提で書いたつもりではいるのですが、その表記が分かりづらいということであれば、その辺は横浜市の土地区画整理事業のデータを使ったということが分かるような形で修正させていただければ考えます。

【奥会長】 今のような御指摘、御質問が出るので、あらかじめ明記された上で、そのまま引用したというか、同じ表現をしているということであれば、そこだけ確認させていただければそれで済むかと思えます。

【事業者】 ありがとうございます。これについては複数箇所に渡ると思われますので、評価書できちんとチェックして、事務局にも相談しながら、そういった基のデータはこれを使っているのだということが分かるように全体を通して評価書の中で修正させていただければと考えます。

【奥会長】 はい、お願いいたします。少し細かいところまで議論が及んでいますけれども、他にございますか。そろそろ事業者の方とのやり取りは以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、非常に長時間にわたりまして事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退出)

ケ 審 議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

今後の補足説明については、特にパークアンドライド駐車場の部分と、それから最後に御指摘のありました令和3年度調査に関する記述ですね。それが複数箇所に及ぶので、その記述のままで意味や内容が通るようになっているかどうかを確認いただくということで、それについても後日また御説明があろうかと思えます。あとシャトルバスに関しては、本日御欠席されています中西委員が指摘された内容だと思えますので、これについては事務局から中西委員に内容を御確認いただいて、必要に応じて事業者との調整をして、場合によっては事業者から補足説明をしていただくということでお願いいたします。

【事務局】 恐れ入ります。事務局でございます。意見陳述の際にですね、事業者の方に確認していただきたいといった御意見で、酒井委員から地域団体の情報についてはどこまで博覧会の方がアクセスしているのかといった御質問がございましたので、これについても事業者の方にお伺いすることを考えてございます。その際に、横田委員の方から、土地区画整理事業のデータをどこまでバージョンアップされているのかといった御質問がありました。それに関しては、今御審議いただいていた内容かと思えますので、基本的には御審議を踏まえたといったところでよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。改めて確認をするということではなくということですか。

【事務局】 今の（事業者の）御回答ですと、土地区画整理事業の評価書をそのまま用いていますといった内容かと思えます。

【奥会長】 そうですね。改めて、それ以上の答えは多分ないということなのだろうと思えます。

【事務局】 では、そのように整理させていただきます。

【奥会長】 お願いいたします。それでは、本件に関する調査審議はこれで終了とさせていただきます。次回も、本件については審議を継続いたします。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい。本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資	料	・ 2027年国際園芸博覧会	調査審議に係る意見の聴取について	事務局資料
		・ 2027年国際園芸博覧会	環境影響評価準備書に関する指摘事項等一	事務局資料
		・ 2027年国際園芸博覧会	環境影響評価準備書に関する補足資料	事業者資料